

入札説明書

令和6年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約

島根労働局
総務部総務課

「令和6年度一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約」の調達契約に関わる入札公告（令和6年6月28日付）に基づく入札等については、会計法令、契約事務取扱規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 島根労働局総務部長 森岡 巨博

調達機関番号 017

所在地番号 32

2 調達内容

(1) 調達件名 令和6年度一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約

(2) 検査内容及び対象者等 別添1の仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行い、入札金額は総価で行う。なお、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3) 令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（その他）」で「A」、「B」、「C」、「D」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納が無いこと。（直近2年間の保険料の滞納が無いこと。）

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止を受けている期間に該当しないもの。

(8) 入札書提出時において、過去2年間に労働基準法、職業安定法他労働関係法令に違反していないこと。（これらの法令違反に違反して是正指導をうけたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 仕様書に関する問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 5階

島根労働局総務部総務課総務係 担当：藤原 電話 0852-20-7001 メールアドレス：fujihara-ryuuji.sw2@mhlw.go.jp

(2) 契約条項および本入札に関する問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 5階

島根労働局総務部総務課会計第一係 担当：大塚 電話 0852-20-7006

(3) 入札説明会及び入札に関する質問について

入札説明会は開催しないため、仕様書等に疑義等がある場合には、上記(1)の連絡先へ7月19日(金)12時までに原則メールにて問い合わせること(期限厳守)。

なお、メールの件名には、本事業に係る入札参加を検討している者であることが分かるものとし、メールの本文に所属・氏名・電話番号を記載すること。

ただし、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

質問した者への回答は適宜行うこととするが、重要事項と当局が判断した回答事項については、入札説明書を交付した全ての者に通知する。

文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

5 入札参加申請等

この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を下記6の期限までに電子調達システムにより提出しなければならない。(当該システムで以下の書類を提出しなかった場合、当該システムでの入札ができなくなるので注意すること。)
ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、下記6へ郵便(書留郵便に限る)により提出すること。

提出書類 ①一般競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

②一般競争入札参加申込書(別紙3)

③暴力団排除等に関する誓約書(別紙4)

④直前の社会保険料領収証書の写し又は年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認(申請)書等、社会保険料を支払ったことが確認できる書類の写し

⑤直前の労働保険納付書の写し又は労働保険料を支払ったことが確認できる書類の写し

⑥競争参加資格等に係る申立書(別紙5)

また、紙による入札方式で参加を希望する者は、

⑦「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(別紙6)

6 関係書類提出場所及び提出期限

提出場所 〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階

島根労働局総務部総務課会計第一係 担当：大塚 電話 0852-20-7006

紙により入札に参加する場合は、持参又は郵便(書留郵便に限る)により提出(必着)すること。

提出期限 令和6年7月25日(木)17時00分

7 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、上記6へ事前に申し出ること。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。(事前に上記5の書類を当該システムで提出していないと電子調達システムによる入札ができないため注意すること。)

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和6年7月25日(木) 17:00

電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和6年7月25日(木) 17:00

持参又は郵便(書留郵便に限る。)により、提出(必着)すること。

② 入札書の提出場所

上記6に同じ。

③ 入札書の提出方法

入札書は、二重封筒でかつ、表封筒には「令和6年7月26日開札『令和6年度一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約』の入札書在中」と朱書きし、中封筒に別紙1の様式で作成したものを封印し、その中封筒の封皮には、氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(支出負担行為担当官島根労働局総務部長あて)、「令和6年7月26日開札『令和6年度一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約』の入札書在中」及び必要に応じて何回目入札書であるかを加えて朱書きしたうえで、上記6あてに郵便(書留郵便に限る。)により入札書の提出期限までに提出(必着)すること。(※入札書等の書類の日付は全て提出日を記入することとする。)

未着の場合、責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有していないものによる入札。
- ② 委任状を提出しない代理人による入札。
- ③ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代える

ことが出来る。)を欠く入札。

- ④ 金額を訂正した入札。
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札。
- ⑦ 同一事項の入札について、他人の代理人等を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札。
- ⑧ 入札者に求められる義務を満たすことの証明書が契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札。
- ⑨ 入札書の提出期限までに到着しない入札。
- ⑩ 別紙4の暴力団排除等に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の入札。
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人等（代理人又は復代理人）による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人等が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、代理人等の氏名等を記入し押印（外国人の署名を含む。）するとともに、入札書提出時までに別紙2-1、2-2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

なお、別紙2-1について、委任者が法人等の場合、代表者の証明でなければならない。（支店長や支所長の証明不可。）

- ③ 入札者又はその代理人等は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

8 開札の取扱い

(1) 開札及び開札結果公表の日時及び場所

令和6年7月26日（金） 14時00分

島根労働局 専用大会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人等を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示

しなければならない。

③ 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 入札者又はその代理人等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

1度目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞したものと取り扱う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

また、当日の入札は再度入札を含め2回の入札を限度とする。

9 入札結果（契約情報）の公表

本調達案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額、予定価格等を島根労働局及び厚生労働省ホームページに公表する。

10 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

開札日までの間において、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。ただし、以下に留意すること。

① 上記7(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札額が予算決算及び会計令79条の規定に基づいて作成された、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格での入札者を落札者とする。

なお、落札者においては、落札後速やかに入札金額内訳書(別添3)を提出し、契約にあたっては当該内訳書の各単価により単価契約を締結するものとする。

② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

③ 入札者又はその代理人等の立会いは実施しないため、落札者となるべき者が2人以上あるときは入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

④ 落札者が決定したときは、入札者又は代理人等にその氏名(法人の場合は商号又は名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 本件契約書が印紙税法の規定により課税対象文書に該当する場合、契約の相手方は、支出負担行為担当官が保存することとなる契約書に印紙税法の規定による額の収入印紙を貼付・消印するものとする。

(5) 支払条件

別添2の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等を利用する場合)
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記6に連絡すること。

(7) 契約関係書類について

事業者から委任を受けた責任者や担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除及び違約金を徴取することがある。

(8) 再委託に関する事項

- ① 契約者に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- ② 委託事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- ③ 委託事業の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- ④ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。

(9) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権移管する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 通報窓口の周知

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により島根労働局に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注者に契約違反などがある場合に、受注者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 あて

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

◎ 様式等

- ・別紙1 入札書
- ・別紙2-1 委任状
- ・別紙2-2 委任状
- ・別紙3 一般競争入札参加申込書
- ・別紙4 暴力団排除に関する誓約書
- ・別紙5 競争参加資格等に係る申立書
- ・別紙6 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・別紙7 メール送信票
- *別添1 仕様書
- *別添2 契約書(案)
- *別添3 入札金額内訳書